

第2号議案

公益社団法人杉並青色申告会杉並南簡保会解散承認の件

1 理由

公益社団法人杉並青色申告会杉並南簡保会（以下「杉並南簡保会」という。）は、簡易保険料の払込団体として、杉並南郵便局管内の構成員（当会会員）が契約した簡易保険料を毎月取り纏め、表定保険料の一部を割り引いて払い込んでいた（団体払込制度）。

しかし、団体払込制度は団体組成後に取扱保険が15件未満となった場合、保険料の割引は行わないこととなっており、会員の福利厚生として割引サービスを提供することが出来ないことから、杉並南簡保会を解散する。

2 公益社団法人杉並青色申告会杉並南簡保会の解散

上記1より杉並南簡保会を平成29年6月16日を以って解散する。

なお、杉並南簡保会規約第10条により、杉並南簡保会の代表者が精算人となり、解散の日から2ヶ月以内に精算事務を完了する。